公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後審査型)公告

業務委託契約について、下記のとおり一般競争入札を行うので、公益財団法人埼玉県下 水道公社財務規程第61条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入 札(事後審査型)執行要領の規定によるものとする。

令和5年11月27日

公益財団法人埼玉県下水道公社 理事長 末柄 勝朗

記

| 1 入札対象 | |
|------------|---------------------------------|
| (1)件名 | 管渠調査業務委託 (2) |
| (2)場所 | 中央幹線(草加市松江地内ほか) |
| (3)期間 | 契約確定の日から令和6年2月29日まで |
| (4)概要 | ア目的 |
| | 本業務は、下水道管渠施設を適正に維持管理するため実施する。 |
| | イ 業務内容 |
| | 大口径下水道管渠内のTVカメラ調査及びマンホール目視調査 |
| | 業務一式。 |
| 2 落札者の決定方法 | 本件入札は、公益財団法人埼玉県下水道公社一般競争入札(事後 |
| | 審査型)執行要領(以下「執行要領」という。)に基づき、以下のと |
| | おり落札者を決定する。 |
| | (1) 価格競争方式により落札候補者を決定する。 |
| | (2) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの |
| | 審査を行う。 |
| | (3) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすこと |
| | が確認されたら、落札者として決定する。 |
| 3 入札手続きの方法 | 本件入札は、執行要領に基づき、資料の提出及び入札を行う。 |
| 4 設計図書等 | 令和5年11月27日(月)10時00分から |
| | 令和5年12月 5日(火)16時00分まで |
| | 公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社 担当者 庶務担当 |
| | |

| | 設計図面及1544 株里笙 | その他入札金額の見積に必要な図書(以下) |
|---------------|---------------------------------------|-----------------------|
| | | の閲覧・貸与の期間及び場所は上に示す |
| | | の見見・貝子の朔间及の場所はエに小り |
| | とおりとする。 | |
| | | いては、下水道公社ホームページからダウ |
| | ンロードすることができ | |
| 5 競争参加資格確認申請 | | |
| 書の提出 | 令和5年12月 5日(<u>!</u> | 火) 16時00分まで |
| | 公益財団法人埼玉県下水 | <u> </u> |
| | 入札参加を希望する者に | は、上に示す期間内及び場所に競争参加資 |
| | 格確認申請書(以下「確認 | 図申請書」という。) を書面により提出する |
| | こと。 | |
| 6 設計図書等に関する質 | 令和5年11月27日(| 月)10時00分から |
| 問 | 令和5年11月30日(| 木)16時00分まで |
| | 公益財団法人埼玉県下水流 | 直公社 中川支社 |
| | 設計図書等に関して質問 | 問がある場合は、上に示す期間内及び場所 |
| | に質疑書を書面により提出 | 出すること。 |
| 7 質問に対する回答 | 令和5年12月4日(月) | 1 6 時 0 0 分 |
| | 質問に対する回答は、. | 上に示す日時までに下水道公社ホームペー |
| | ジで公表する。 | |
| | 入札参加者は質問の提出 | 出の有無にかかわらず、下水道公社ホーム |
| | ページで掲載する質問に対 | 対する回答の全ての内容を必ず確認した上 |
| | で、入札に参加すること。 | なお、質問に対する回答の全ての内容は、 |
| | すべての入札参加者に適り | 用する。 |
| 8 入札執行の日時等 | 入札執行の日時等は次の | のとおりとする。ただし、変更することが |
| | ある。この場合は、下水 | 道公社ホームページ・掲示等で案内する。 |
| | (1)入札日時 | |
| | 令和5年12月81 | 目(金)13時30分 |
| | (2)入札場所 | |
| | 公益財団法人埼玉! | 県下水道公社 中川支社 |
| 9 入札に参加できる者の | 単体企業 | |
| 形態 | | |
| 10 入札に参加する者に必 | └────────── 要な資格 | |
| (1) 資格者名簿への登載 | 区分名 | 土木施設維持管理 |
| | ————————————————————————————————————— | 下水道 |
| | 令和5・6年度埼玉県 | |
| | 施設維持管理)(以下「資格者名簿」という。)に、上に示す業種で | |
| | | こと。ただし、競争入札参加資格審査結果 |
| | | |

| | 通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限 | | |
|---------------|-------------------------------------|--|--|
| | る。 | | |
| | なお、下欄「(6)その他の参加資格」ウただし書きに該当する者 | | |
| | にあっては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を | | |
| | 受けていること。 | | |
| (2)所在地 | 本店又は主たる営業所 | | |
| | 資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」については問 | | |
| | わない。 | | |
| (3)業務実績 | 国、地方公共団体又は日本下水道事業団との請負契約 | | |
| | 1回の契約金額が300万円以上の下水道管渠施設(流域下 | | |
| | 水道又は公共下水道)における管口径3,000mm以上の下 | | |
| | 水道管渠内TVカメラ調査業務委託 | | |
| | 契約の締結日にかかわらず、平成25年4月1日以降公告日 | | |
| | までの間に、国(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関 | | |
| | する法律施行令(平成 13 年政令第 34 号)第 1 条に規定する法 | | |
| | 人を含む。)、地方公共団体(地方自治体が出資する法人を含む。) | | |
| | 又は地方共同法人日本下水道事業団との請負契約により、上に | | |
| | 示す業務委託を元請けとして完了させた実績を有すること。 | | |
| (4) 作業時に必要な資格 | 資格 1級又は2級土木施工管理技士又は公益社団法人日本下水 | | |
| と有資格者 | 道管路管理業協会が認定する下水道管路管理技士の資格 | | |
| (5)現場代理人 | 本業務委託は「現場代理人の常駐規定の緩和」のうち、「兼務を認 | | |
| | める業務委託」の対象としない。 | | |
| (6) その他の参加資格 | ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4 | | |
| | の規定に該当しない者であること。 | | |
| | イ 埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号)第91条の | | |
| | 規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた | | |
| | 者でないこと。 | | |
| | ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続 | | |
| | 開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法(平 | | |
| | 成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがな | | |
| | されている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日 | | |
| | とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定め | | |
| | る競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではな | | |
| | い。 | | |
| | エ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない | | |
| | こと(別に定める「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入 | | |
| | 札への参加を制限する運用基準」参照。)。 | | |
| | | | |

| | <u>, </u> |
|---------------|--|
| | オ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に |
| | 係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受 |
| | けていない者であること。 |
| | カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に |
| | 係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けて |
| | いない者であること。 |
| | キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、公社の契約に係 |
| | る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受け |
| | ていない者であること。 |
| | ク 埼玉県の電子入札システムで利用可能な電子証明書を取得しし |
| | ていること。 |
| | ケ 入札公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号) |
| | に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) |
| | に基づく厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号) |
| | に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。 |
| | ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外され |
| | ている者は、この限りでない。 |
| 11 最低制限価格 | 設定する。 |
| 12 入札保証金 | 免除する。 |
| 13 支払条件 | |
| 部分払 | しない。 |
| 14 支払方法 | 完了検査終了後、一括精算する。 |
| 15 現場説明会 | 開催しない。 |
| 16 入札に関する注意事項 | |
| (1)入札の執行 | ア 確認申請書(写)を提出した者であっても、入札時点において |
| | 参加資格がない者は入札に参加できない。 |
| | イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。 |
| (2)入札書に記載する金 | 入札金額は、消費税及び地方消費税を含まない額とする。 |
| 額 | なお、契約締結時に消費税及び地方消費税を加算する。 |
| (3)提出書類 | 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書(様式第6-1号) |
| | を作成し、初度入札の入札書提出の際に提出すること。 |
| (4)入札回数 | ア 再度入札は3回までとする。 |
| | イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができな |
| | ιν _° |
| | ウ 前回の入札において、無効の入札を行った者及び最低制限価格 |
| | 未満の価格をもって入札をした者は、再度入札に参加することが |
| | できない。 |
| | |

| (5)入札の辞退 | 執行要領第16条の規定による。 | | |
|----------|----------------------------------|--|--|
| (6) くじ | 落札候補者とすべき、同額の入札をした者が2者以上いるときは、 | | |
| | くじにより落札候補者を決定する。 | | |
| (7)入札の無効 | 次のいずれかに該当する入札は無効とする。 | | |
| | ア 入札者の押印のない入札書による入札 | | |
| | イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入 | | |
| | 札書による入札 | | |
| | ウ 金額の訂正のある入札書による入札 | | |
| | エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札 | | |
| | オ 入札に参加する資格のない者がした入札 | | |
| | カ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らか | | |
| | でない入札書による入札 | | |
| | キ 代理人で委任状を提出しない者がした入札 | | |
| | ク 他人の代理を兼ねた者がした入札 | | |
| | ケ 2通以上の入札書を提出した者がした入札、又は2以上の者の | | |
| | 代理をした者がした入札 | | |
| | コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 | | |
| | サ 明らかに談合によると認められる入札 | | |
| | シ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある | | |
| | 者同士がした入札 | | |
| | ス 虚偽の確認申請書(写)を提出した入札 | | |
| | セ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 | | |
| | ソ その他、公告に示す事項に反した者がした入札 | | |
| 17 その他 | (1)提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認資料 | | |
| | は返却しない。 | | |
| | (2)入札参加資格がないとされた理由に不服があるときは、執行 | | |
| | 要領に基づき、苦情の申立てをすることができる。なお、申立 | | |
| | ては当該入札手続きの執行を妨げないものとする。 | | |
| | (3)入札参加者は、(2)に定めること以外に、入札後、この公告、 | | |
| | 設計図書等(質疑回答書を含む)、現場等についての不明を理由 | | |
| | として、異議を申し立てることはできない。 | | |
| | (4)落札者との契約は、公益財団法人埼玉県下水道公社業務委託 | | |
| | 契約約款に基づく契約となるので、契約約款の内容を熟知して | | |
| | 入札に参加すること。 | | |
| | 公益財団法人埼玉県下水道公社 中川支社 庶務担当 | | |
| 合わせ先 | 電話番号 048-952-3351 | | |
| | FAX 番号 048-952-3354 | | |